

議 事

報 告 事 項

報告第 2 3 号

委員の変更について

委員の変更について下記のとおり報告する。

平成 16 年 5 月 31 日報告

南部町・南部川村合併協議会
会長 山 田 五 良

委員の変更について

(旧委員)

南部川村	4号委員	中本エミ子
学識経験者	4号委員	小住 博章

(新委員)

南部川村	4号委員	伏見 清美
学識経験者	4号委員	川井 政好

報告第 2 4 号

新町の町章について（その 3）

「みなべ町」町章について報告する。

平成 16 年 5 月 31 日提出

南部町・南部川村合併協議会

会 長 山 田 五 良

報告第 16 号 新町の町章について	
事務協議	「みなべ町」町章図案募集要項 「みなべ町」町章図案選定委員会設置要綱 (平成 16 年 1 月 22 日 第 11 回協議会協議)
報告事項	「みなべ町」町章図案選定募集要項第 5 条の規定により、「みなべ町」町章図案選定委員会から別紙のとおり報告する。

事務協議

「みなべ町」町章の決定方法について（案）

「みなべ町」の町章については、町章図案選定委員会より報告された町章図案採用候補5作品の中から、次の方法により決定する。

決定方法

第1次審査 各委員が候補5作品について、最も良いと思う作品の点数5点を最高点として、以下順に4点、3点、2点、1点の採点をし、投票する。

第2次審査 委員全員の第1次審査の採点を集計し、得点順位の上位2作品について決選投票を行い、最高得票を得た作品を「みなべ町」の町章に決定する。

(例)第1次審査投票

作品番号	1	2	3	4	5
点 数	2	4	1	5	3

集計（全委員のトータル）

作品番号	1	2	3	4	5
点 数	25	81	46	90	63
順 位	5	2	4	1	3

第2次審査(上記(例)の場合作品番号2又は4の何れかを記載する)

作品番号	2	4
得票数	7	14
結 果		決定

「みなべ町」町章候補作品第1次審査表

みなべ町の町章採用候補5作品について、採点してください。(最も良いと思う作品に5点、以下順に4点、3点、2点、1点の採点をしてください。)

作品番号	1	2	3	4	5
点 数					

「みなべ町」町章採用作品選考表

みなべ町の町章採用候補2作品について、最優秀賞にふさわしいと思われる作品番号を記入してください。

番号記入欄

報告第 2 5 号

コミュニティバスの検討について（その 3）

コミュニティバスの検討について報告する。

平成 16 年 5 月 31 日提出

南部町・南部川村合併協議会

会 長 山 田 五 良

コミュニティバスの検討について	
事務協議	<p>1．コミュニティバスの実施について検討を行う基礎資料として、地域の交通の現状を把握するため別紙のとおり「みなべ町のバスに関するアンケート」を実施する。</p> <p>2．新町におけるコミュニティバス事業の実現化に向けて調査研究を行うことを目的に「コミュニティバス導入検討委員会」を設置する。</p> <p>（平成 16 年 1 月 22 日 第 11 回協議会協議）</p>
報告事項	<p>「コミュニティバス導入検討委員会」を設置したので報告する。</p>

コミュニティバス導入検討委員会規約

(名 称)

第1条 この委員会は、コミュニティバス導入検討委員会と称する。

(目 的)

第2条 この委員会は、南部町と南部川村の2町村合併時におけるコミュニティバス事業の実現化に向けて調査・研究を行うことを目的とする。

(組 織)

第3条 この委員会は、委員、顧問をもって組織する。

(役 員)

第4条 この委員会に次の役員を置く。

委員長 1名

副委員長 1名

2 役員は委員の互選により選出する。

(役員の職務)

第5条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委 員)

第6条 委員は、次の者をもって充てる。

- (1) 南部町と南部川村の助役
- (2) 南部町と南部川村の教育長もしくは教育次長
- (3) 南部町と南部川村の総務課長
- (4) 南部町と南部川村の社会福祉協議会長
- (5) 南部町と南部川村の商工会長
- (6) 南部町と南部川村の区長会長
- (7) 南部町と南部川村の婦人会長

(顧 問)

第7条 顧問は、次の者をもって充てる。

- (1) 国土交通省和歌山陸運支局輸送課長、又は課長が指名する職員
- (2) 和歌山県総合交通政策課長、又は課長が指名する職員

(会 議)

第8条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集する。

(事務局)

第9条 委員会の事務を処理するため、南部町・南部川村合併協議会事務局に委員会事務局を置く。

(補則)

第10条 この規約に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この規約は、平成16年5月18日から施行する。

コミュニティバス導入検討委員会委員名簿

役職名	南部町	南部川村	備考
助 役	杉本 正博	今木 国隆	
教 育 長	荒堀 清隆	岩本 明博	
総務課長	庄司 義行	梅本 栄一	
社会福祉協議会長	立田 圭一郎	西川 弘海	
商工会長	三前 雅信	関本 宗一	
(連合)区長会長	谷本 宏	古谷 利具	
(連合)婦人会長	永井 恵子	伏見 清美	

顧問

和歌山陸運支局	田 淵 輝 幸	輸送課長
和歌山県	中 岡 雅 和	総合交通政策課長

報告第 26 号

新町まちづくり計画事業について

新町まちづくり計画事業について報告する。

平成 16 年 5 月 31 日提出

南部町・南部川村合併協議会

会 長 山 田 五 良

協議第 22 号 新町まちづくり計画について	
事務協議	<p>新町まちづくり計画 28 ページ（抜粋） 行政サービスの機能強化 電子自治体化に向けたシステムの構築を図ります。インターネットを通じて、住民から自治事務等の申請・届け出の受付を行い、それによる内部情報事務のペーパーレス化、電子化を進めます。さらに、主要公共施設の高速通信ネットワークの構築、各種サービスの提供のためホームページを通じて広く住民に情報提供を行います。</p> <p>図表 21 生活基盤の整備に関する事業 地域公共ネットワーク基盤整備事業 (平成 15 年 11 月 25 日 第 10 回協議会確認)</p>
報告事項	<p>新町まちづくり計画による施策及び事業の「地域公共ネットワーク基盤整備事業」について、南部町と南部川村の連携により事業着手したので報告する。</p>

光ファイバ網等を活用した各種行政サービスの提供

- 和歌山県^{みなべちょう}南部町・^{みなべがわむら}南部川村 地域公共ネットワーク基盤整備事業 -

1 事業概要

南部町・南部川村の公民館や図書館、学校等を光ファイバでネットワーク化し、デジタルアーカイブや総合防災情報システムを構築することにより、住民サービスの向上を図る。

- ・整備期間 平成16年度
- ・事業費 総事業費約173百万円（補助金額約86百万円）
- ・主な伝送路 光ファイバ（自営）100Mbps
- ・接続箇所 27箇所（うち学校接続 9箇所）

2 主なアプリケーション

（1）デジタルアーカイブ

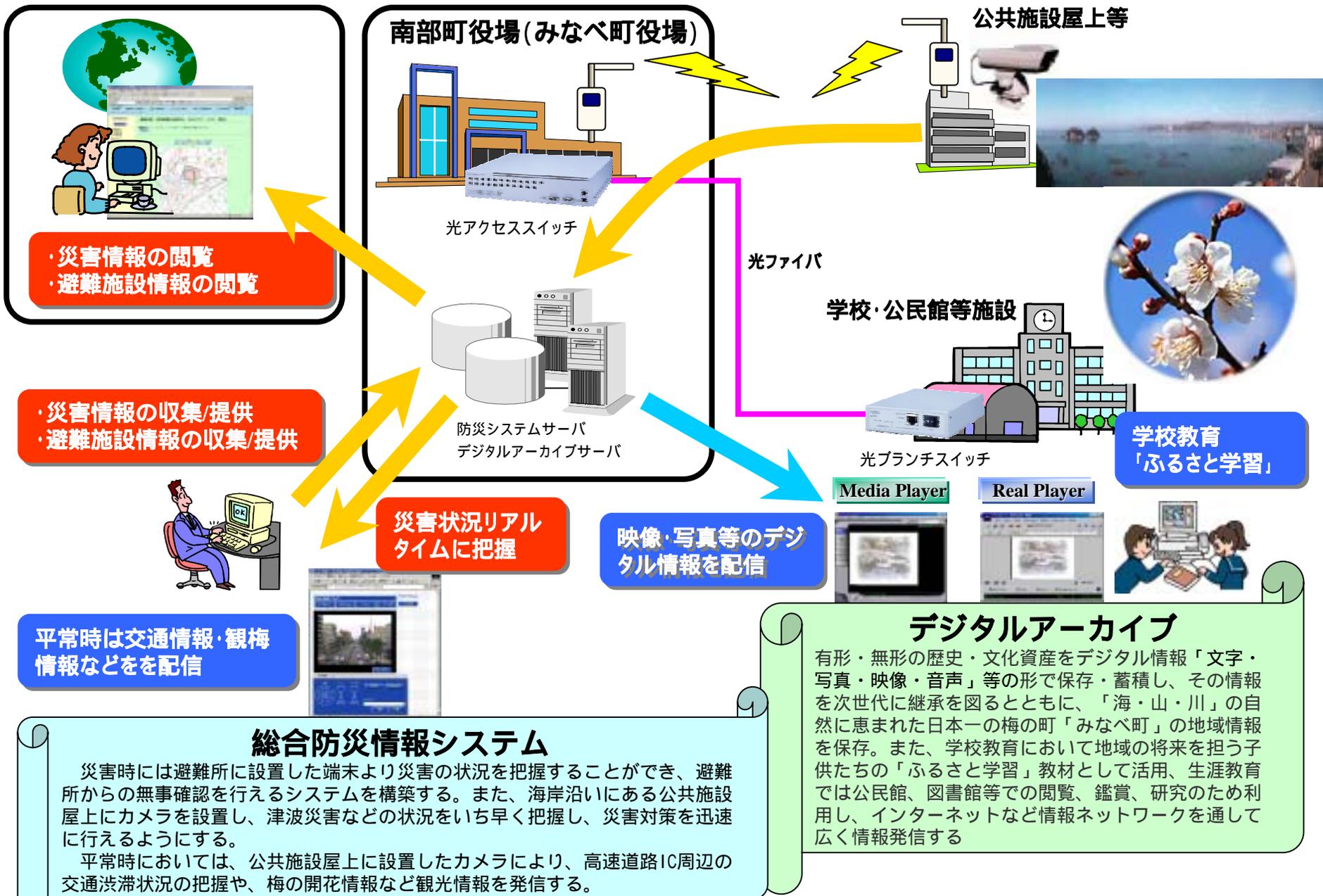
合併により失われつつある有形・無形の歴史・文化資産をデジタル情報「文字・写真・映像・音声」等の形で保存・蓄積し、その情報を次世代に継承するとともに、「海・山・川」の自然に恵まれた日本一の梅の生産地である「みなべ町」の地域情報も保存していく。また、蓄積されたアーカイブは、学校教育において地域の将来を担う子供たちの「ふるさと学習」の教材として利用し、生涯学習では公民館、図書館等での閲覧や鑑賞、研究のための利用を図り、インターネットなど情報ネットワークを通して広く情報発信する。

（2）総合防災情報システム

災害時には学校や公民館など避難所となる公共施設に設置した端末により、災害の状況を把握することができ、担当者が避難者情報を入力することにより公共施設間で安否確認が行えるシステムを構築する。また、公共施設の屋上などにカメラを設置し、津波災害などの状況をいち早く把握し、災害対策が迅速に行えるようにする。

平常時においては、公共施設屋上に設置したカメラにより、平成15年12月開通の阪和道「みなべIC」周辺で予想される交通渋滞状況の把握や、観光地である南部梅林の開花状況の情報発信に活用できる。

南部町・南部川村 地域公共ネットワーク アプリケーション



事務組織及び機構について（その 2）

事務組織及び機構の取扱いについて報告する。

平成 16 年 5 月 31 日提出

南部町・南部川村合併協議会

会 長 山 田 五 良

事務組織及び機構の取扱いについて	
協議報告事項	<p>合併協定書（抜粋）</p> <p>7．事務組織及び機構の取扱いについて</p> <p>新町の行政機構及び職員配置は、次の方針に基づき整備する。</p> <p>行政課題に迅速かつ的確に対応できる組織・機構</p> <p>住民が利用しやすく、住民の声を適正に反映することができる組織・機構</p> <p>指揮命令系統がわかりやすく、責任の所在が明確な組織・機構</p> <p>簡素で効率的な組織・機構</p> <p>新町の事務機構及び組織については、「みなべ町行政機構図（案）」を基本に、人員配置等も含め、合併までに調整を図る。</p> <p>（平成 15 年 9 月 22 日 第 8 回合併協議会報告）</p>
報告事項	<p>「みなべ町」の事務組織及び機構について、別紙のとおり報告する。</p>

